

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月30日  
独立行政法人農林漁業信用基金

## 1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 入札件名  
林業信用保証業務における「基幹系システム」の保守業務
- (2) 仕様  
別紙「仕様書」による。
- (3) 契約期間  
平成25年4月1日～平成26年3月31日
- (4) 設置場所  
東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階  
独立行政法人農林漁業信用基金 第二電算室
- (6) 入札方法  
入札説明書による。

## 2. 競争参加資格

次の(1)～(2)に適合する者であること。

- (1) 下記①、②及び③に該当しない者であること。
  - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
  - ③ 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう）又はその関係者と認められる者
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間経過している者であること。また、これらの者を代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ⑥ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - ⑦ 一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
  - ⑧ 商法、その他の規定に違反して営業を行った者

## 3 必要とする要件

- (1) 林業信用保証業務における「基幹系システム」の設計・性能・機能・仕様・データベース等を十分理解していること。

(ただし、一般競争入札に参加する者が、「基幹系システム」のシステム設計書、その他同システムの仕様に係る書類等の閲覧を希望する場合、必要に応じ、信用基金より提示するものとする。)

- (2) 「基幹系システム」と同等のネットワーク型システム(クライアント・サーバ方式)について開発又は保守実績を有していること。

#### 4. 入札仕様書、契約条項、入札説明書の交付について

- (1) 交付場所

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金 林業管理室業務推進課(担当:松本、長島)

- (2) 交付期間

平成25年1月30日(水)~平成25年2月13日(水)

(ただし、土日祝祭日は除く。)

午前10時~午後3時まで

#### 5. 一般競争参加資格申請書の提出について

- (1) 提出場所

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金 林業管理室業務推進課

- (2) 提出期限

平成25年2月13日(水)午後3時まで

#### 6. 入札・開札の日時及び場所

- (1) 入札日時及び場所

平成25年2月27日(水)午後1時30分

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金 第三会議室

入札は期日入札とし、入札が終了次第、開札を行うこととする。

#### 7. その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

- (3) 入札者に求められる義務

入札説明書による。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書、及び入札説明書に記載されている入札無効事項に該当すると認めるときは無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

開札の結果、(4)に規定する無効の入札を除き、予定価格の制限範囲で、最低の価格による入札をした者を落札者とする。

なお、予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行

うこととする。

(7) 詳細は入札説明書による。

#### 8. 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することになるため、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもってこれに同意されたものとみなすこととし、情報提供等の協力をしていただけない場合には、その名称等を公表させていただくことがあり得るため、あらかじめご了承ください。

##### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

##### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

##### (3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

##### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上

(公告内容についての問い合わせ先)

〒101-8506 東京都千代田区内神田1丁目1番12号

独立行政法人農林漁業信用基金 林業管理室業務推進課（担当：松本、長島）

TEL：03-3294-5583

FAX：03-3294-5595